

## ●市がテーマを設定して募集

募集テーマ：着ぐるみ「はなてい」のプロデュース  
担当課：市長公室 秘書広報課

|             |  |
|-------------|--|
| 現状と課題       | 阪南市イメージキャラクター「はなてい」の着ぐるみは、市内外のイベントから参加依頼を受け、イベントに参加しているが、職員が他の業務がある場合が多く、参加依頼に十分に答えられていない。                 |
| テーマのねらい     | 市内外のイベントへの参加回数を増やすことで、「はなてい」及び阪南市の知名度を向上させるとともに地域活動を共に盛り上げていくものとしたい。                                       |
| 想定される事業     | 「はなてい」の知名度向上・地域活動活性化のための企画立案やイベント参加のため地域等との情報共有を行い、さらにはアクター（演者）として参加するなど、市民団体の皆さんが主体的に「はなてい」のプロデュースを行っていく。 |
| 担当課からのメッセージ | 「はなてい」を使って阪南市の知名度向上と地域のイベントなどを一緒に盛り上げていきましょう。  |



みなさんからの  
提案をお待ちしております。

アイデアをまちづくりにいかしませんか

## 阪南市市民協働事業提案制度 2019年度（平成31年度） 募集案内

※こちらは募集案内です。

興味をお待ちになられた方は、募集要項をご覧ください。

### ●市民協働事業提案制度とは

地域課題や公共サービスについて、行政や市民活動団体が単独で実施するよりも、両者が協力・連携することによって、さらに効果が上がる事業について、提案するための制度です。

事業の企画段階から提案することで、地域の実情や市民ニーズを把握している市民活動団体もつノウハウや技術、専門性をいかして取り組むことができます。

地域社会を活性化し、暮らしやすいまちをつくるために、皆さんの提案をお待ちしております。

※ 応募前に、阪南市市民活動センターで企画書の書き方などの相談を受けることができます。

期 間 2019年3月12日（火）～5月25日（土）

【阪南市市民活動センター】

開館時間 9時～17時

休 館 日 月曜日・祝日（月曜日が祝日の時は翌火曜日が休館）

電 話 072-471-1030

メー ル h-shimin@tiara.ocn.ne.jp



## 1 募集区分

この制度は、市民活動団体から提案するものと、市（行政）から募集する、2通りがあります。

### A「市民自由提案部門」

市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの

### B「市設定テーマ部門」

市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの  
（今年度の募集テーマについては、裏面に記載しています）

## 2 提案・応募できる団体について

提案・応募できる団体は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。複数の団体で事業を提案・応募する場合は、主となる団体が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体（事業者含む。）として原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
- ②組織の運営に関する定款、規約又は会則等があること。
- ③適切な会計処理が行われている団体であること。
- ④原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていない団体（市から組織運営に関する補助金を交付されていない団体）であること。
- ⑤本市職員や市議会議員等が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
- ⑥暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑦その他公序良俗に反する団体でないこと。

## 3 提案・応募できる事業について

### 応募の対象となる事業

- ①事業を提案した市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。
- ②協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- ③予算の見積り等が適正である事業であること。
- ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。

### 応募の対象とならない事業

- ①法令、条例等に違反するもの
- ②営利を主たる目的とするもの
- ③公序良俗に反するもの
- ④市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

## 4 応募から実施までの流れ

※ 応募前に、阪南市市民活動センターで企画書の書き方などの相談を受けることができます。



## 5 提出書類 (注)提出いただいた書類は返却しません。

提案・応募時に必要な書類は、次のとおりです。

- ①阪南市市民協働事業提案申込書（様式第1号）
- ②阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）
- ③団体概要書（様式第3号）
- ④団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
- ⑤団体の役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの）
- ⑥団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）
- ⑦団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）
- ⑧その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）

※様式(第1号～第3号)については、市ウェブサイトでダウンロードできます。

## 6 提出方法

総務部地域まちづくり支援課（本庁2階・23番窓口）に持参、  
郵送（〒599-0292）、またはメール（machi@city.hannan.lg.jp）にファイルを添付して、  
応募してください。

**※2019年5月31日（金）必着**

※開庁時間は月曜日から金曜日（祝日を除く） 8時45分～17時15分